

環境影響評価（環境アセスメント）の条例対象事業の追加について

宮崎県環境管理課

宮崎県では、環境アセスメント制度を取り巻く状況の変化に対応するため、宮崎県環境影響評価条例施行規則を改正し、平成28年10月1日以降、条例対象事業に「50ヘクタール以上の土地造成事業」を追加することとしました。（メガソーラー設置事業が該当する場合があります。）

1 環境影響評価（環境アセスメント）とは

環境影響評価（環境アセスメント）とは、道路の建設や住宅団地の造成など、大規模な開発事業を行う際に、あらかじめ周辺環境への影響を事業者自らが調査・予測し、行政や一般県民等の意見も踏まえながら、対策を講じていくことによって、重大な環境影響を未然に防止しようとする制度です。

2 環境アセスメントの対象事業について

環境アセスメントを実施しなければならない大規模な開発事業を「対象事業」といい、その種類や規模要件は、環境影響評価法（以下「アセス法」）や都道府県の環境影響評価条例（以下「アセス条例」）等で規定されています。

本県における環境アセスメントの対象事業は、別紙「環境影響評価の対象事業」とおりましたが（網掛け部分を除く）、本県では、恵まれた環境を積極的に保全していく観点から、アセス法の対象事業より小規模なもののほか、ごみ焼却施設や製造業等の工場・事業場など県独自のものを、条例対象事業として定めています。

3 大規模な土地造成事業の対象事業化について

近年、県内でも立地が進んでいる大規模な太陽光発電所（メガソーラー）のように、大規模な土地造成を伴う広範囲に渡る開発事業であるにも関わらず、現在は、環境アセスメントの対象となっていないものがあります。

こうした大規模な土地造成事業については、設置に伴い、動植物や景観等への著しい影響が懸念されることから、本県の環境影響評価条例施行規則（以下「規則」）を改正し、次の事業を追加しました。※別紙「環境影響評価の対象事業」参照

○施行区域の面積が50ヘクタール以上の土地造成事業

※ただし、農用地造成（250ヘクタール未満）と森林造成を除く。

- (1) 規模要件は、工業団地の造成など他の条例対象の造成事業と同様に、「50ヘクタール以上」としました。
- (2) 農用地造成の事業については、250ヘクタール以上のものを対象事業としています。（今回の改正でも変更はありません。）

4 施行日

平成28年10月1日

5 経過措置

以下に該当する事業は、改正規則の施行後も環境アセスメントの実施は不要です。

ただし、改正規則の施行後に、事業内容を変更せず、または事業の規模縮小もしくは軽微な変更を行って実施されるものに限り、(「軽微な変更」については、下記【注】を参照。)

- ① 施行日の前に、以下のいずれかの許可を受けた事業
 - ア 林地開発許可(森林法第10条の2第1項)
 - イ 農地転用許可(農地法第4条第1項、第5条第1項)
 - ウ 開発許可(都市計画法第29条第1項、第2項)
- ② 施行日の前に、経済産業大臣による設備認定(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条第1項)を受けた事業(メガソーラー設置事業等)
- ③ 施行日の前に、国又は県の補助金又は交付金の交付決定を受けた事業(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項第1号、第2号)
- ④ 施行日の前に、都市計画法第17条第1項の規定による公告が行われた、同法の都市計画に定められた事業
- ⑤ 施行日の前に適法に着工された事業

【注】「軽微な変更」(規則第42条第1項、第2項)

- ① 新たに施行区域となる部分の面積が、変更前の施行区域面積の10%未満であり、かつ、10ヘクタール未満であること。
- ② 土地の利用計画における工業の用の土地の面積が、変更前の当該土地面積より20パーセント以上増加せず、または5ヘクタール以上増加しないこと。

(別紙)

○環境影響評価の対象事業 ※網掛け部分が追加事業
(平成28年10月1日～)

【環境影響評価法の対象事業】

【宮崎県の条例の対象事業】

対象事業の種類		法対象事業の規模要件	
		第1種事業	第2種事業
道路	高速自動車国道	すべて	
	一般国道	4車線以上かつ長さ10km以上	4車線以上かつ長さ7.5~10km
	林道	幅員6.5m以上かつ長さ20km以上	幅員6.5m以上かつ長さ15~20km
	その他の道路		
河川	ダム、堰	湛水面積100ha以上	湛水面積75~100ha
	湖沼水位調節施設	改変面積100ha以上	改変面積75~100ha
	放水路	改変面積100ha以上	改変面積75~100ha
鉄道	新幹線鉄道	すべて	
	普通鉄道、軌道	長さ10km以上	長さ7.5~10km
飛行場		滑走路の長さ2,500m以上	滑走路の長さ1,875~2,500m
発電所	水力発電所	出力3万kw以上	出力2.25万~3万kw
	火力発電所	出力15万kw以上	出力11.25万~15万kw
	地熱発電所	出力1万kw以上	出力7,500~1万kw
	原子力発電所	すべて	
	風力発電所	出力1万kw以上	出力7,500~1万kw
廃棄物処理施設	廃棄物最終処分場	埋立面積30ha以上	埋立面積25~30ha
	ごみ焼却施設		
	し尿処理施設		
埋立・干拓	公有水面その他の水面	埋立面積50ha超	埋立面積40~50ha
	土地改良事業		
土地区画整理事業		面積100ha以上	面積75~100ha
新住宅市街地開発事業		面積100ha以上	面積75~100ha
新都市基盤整備事業		面積100ha以上	面積75~100ha
流通業務団地造成事業		面積100ha以上	面積75~100ha
工業団地造成事業		面積100ha以上	面積75~100ha
住宅団地造成事業		面積100ha以上	面積75~100ha
農用地造成			
工場・事業場建設(製造業、ガス製造・供給業、熱供給業)			
レクリエーション施設	用地造成		
	ゴルフ場		
養豚場			
土石・砂利採取			
上記以外の土地造成事業			
港湾計画		埋立・掘込み面積合計300ha以上	

条例対象事業の規模要件
4車線以上かつ長さ5km以上
2車線以上かつ長さ10km以上
4車線以上かつ長さ5km以上
湛水面積50ha以上
改変面積50ha以上
長さ5km以上
滑走路の長さ1,250m以上
出力1.5万kw以上
出力7.5万kw以上
出力5,000kw以上
出力5,000kw以上
埋立面積15ha以上
処理能力100t/日以上
処理能力100kl/日以上
埋立面積25ha以上
埋立面積25ha以上
面積50ha以上
面積50ha以上
面積50ha以上
面積50ha以上
面積50ha以上
面積50ha以上
面積50ha以上
面積250ha以上
最大排出ガス量10万m ³ /時以上又は、平均排出水量1万m ³ /日以上
面積50ha以上
18ホール以上かつホールの平均距離100m以上又は、9ホール以上かつホールの平均距離150m以上
豚房面積7,500m ² 以上又は増設後の総豚房面積15,000m ² 以上
面積50ha以上
面積50ha以上
埋立・掘込み面積合計150ha以上